

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(ad) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への操作、作業又は退避の指針等の連絡を以て、 <u>警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備を設置する。</u> また、発電所外の通信連絡をする必要がある場合に接続する。	10.13.1 通常運転時等 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指針ができるよう、 <u>警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置する。</u> また、発電所外の通信連絡をする必要がある場合に接続する。	第17条の5（資機材等の整備）にて整理済 変更なし	・通信連絡設備管理 要領（既存）	
所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止する。 10.13.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を以て、 <u>警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置する</u> 。また、 <u>緊急時対策所（指揮所）</u> 又は <u>緊急時対策所（緊急時対策箇所内）</u> へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等による連絡を音声等により行うことができる設備として、 <u>通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置する</u> 。また、 <u>緊急時対策所（指揮所）</u> 又は <u>緊急時対策箇所（緊急時対策箇所内）</u> へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 (2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等の必要箇所へ事故の発生等による連絡を音声等により行うことができる設備として、 <u>通信設備（発電所外）を設置する</u> 。また、 <u>緊急時対策所（指揮所）</u> 又は <u>緊急時対策箇所（緊急時対策箇所内）</u> へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	第17条の5（資機材等の整備）にて整理済 変更なし	・通信連絡設備管理 要領（既存）		
これらの中の通信連絡設備については、非常用内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうために必要な <u>通信連絡設備を設置する</u> 。 代替緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止する。	10.13.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指針ができるよう、 <u>警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置する。</u> また、発電所外の通信連絡をする必要がある場合に接続する。	第17条の5（資機材等の整備）にて整理済 変更なし	・通信連絡設備管理 要領（既存）	

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー等による装置及び音声等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指揮所）へ事態状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 (中略)	10.13.1.3 主要設備 10.13.1.3.1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者の操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指揮所）へ事態状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	第17条の5（機材等の整備）にて整理済 変更なし (中略)	・通信連絡設備管理 要領（既存） ・電力保安通信用電話設備の再登録に伴う保有台数等の変更
10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内の外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 代務緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止する。	10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な通信連絡設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な通信連絡設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。	規定期満了 変更なし (中略)	・非常事態対策基準 (既存) ・運転基準（既存） ・発電緊急事態対応要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理
10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な通信連絡設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通信設備（発電所内）は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置又は保管する設計とする。 データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置する設計とする。	10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な通信連絡設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうためには必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通信設備（発電所内）は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置又は保管する設計とする。 データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置する設計とする。	第83条にて整理済 変更なし (中略)	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・運転基準（既存） ・発電緊急事態対応要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	
H29. 02. 08 許可	H29. 02. 08 許可	屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策機能（指揮所）又は緊急時対策機能に設置する設計とする。	屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策機能（指揮所）又は緊急時対策機能に設置する設計とする。	・保修基準（既存） ・保安規定に基づく 保修業務要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続するこにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。			
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。			
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。	充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機能内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機能内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	
緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	具体的な設備は、以下の通りとする。 ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） ・無線連絡設備（無線通話装置（携帯型））（1号及び2号炉共用） ・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） ・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用）	具体的な設備は、以下の通りとする。 ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） ・無線連絡設備（無線通話装置（携帯型））（1号及び2号炉共用） ・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） ・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用）	（10.10 緊急時対策所）

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
・ 緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） 大容量空冷式発電機について、「10.2 代替電源設備」にて記載する。	・ 用) (10.10) 緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)を設ける。	・ 用) (10.10) 緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） 大容量空冷式発電機について、「10.2 代替電源設備」にて記載する。	記載すべき内容	記載の考え方

重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)を設ける。

通信設備(発電所外)として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び融合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策所(指揮所)に接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(指揮所)として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話システム(SPDs)は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所(免震重要棟内)に設置する。

データ伝送設備(発電所外)として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内に接続する。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することで、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。

緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDs)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDs)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送機能に係る設備については、固縛又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 「又、(vi)緊急時対策所用発電機車」については、「又、(ii)代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「又、(iii)緊急時対策所」にて記載する。	大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送機能に係る設備については、固縛又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話、IP-FAX）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。 （中略）	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
非常用サイレン（1号及び2号炉共用） 加入電話設備（1号及び2号炉共用） 電力保安通信用電話設備（1号及び2号炉共用） テレビ会議システム（1号及び2号炉共用） 衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用） 無線連絡設備（1号及び2号炉共用） 携帯型通話設備（1号及び2号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） （又、(3) (vi)と兼用） 携帯型通話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型、携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置は、重大事故等時ににおける中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所の環境条件を考慮した設計とする。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
A. 1号炉 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには技術的能力	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施する事項			
(i) 重大事故等対策 (中略)	5.1 重大事故等対策 5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項 (中略)	d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 重大事故等が発生時に応じて重大事故等に的確及び事象の進展に応じて重大事故等を整備する。重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	(1) 手順書の整備 重大事故等が発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体に応じた手順書を整備する。運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	
(a) 手順書の整備 重大事故等が発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等を整備する。運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略)	(1) 手順書の整備 重大事故等が発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略)	(a) 手順書の整備 重大事故等が発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略)	(a) 手順書の整備 重大事故等が発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略)	
(ii) 重大事故等対策 (中略)	第 17 条の 6 (重大事故等発生時の体制の整備)、添付 2 及び添付 3 に規定済 (中略)	(a) 有毒ガス警戒時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行って運転員及び重大多事故等対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。 (b) 固定源に対する運転員、緊急時対策本部要員及び重大多事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。	(a) 有毒ガス警戒時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行って運転員及び重大多事故等対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。 (b) 固定源に対する運転員、緊急時対策本部要員及び重大多事故等対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。	
(iii) 重大事故等対策 (中略)	・非常事態対策要領 (既存)	(a) 有毒ガス警戒時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行って運転員及び重大多事故等対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。 (b) 固定源に対する運転員、緊急時対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。	(a) 有毒ガス警戒時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行って運転員及び重大多事故等対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。 (b) 固定源に対する運転員、緊急時対策本部要員及び運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護器具の測定基準以下とするための手順と体制を整備する。	

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(中略)	<p>示し操作を行なうことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信路改修により、有毒ガスの発生を警報所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p>	<p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c-2) 実施組織を、運転班（運転員（当直員）を含む。）、保修班、安全管理班及び土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が田辺に実施できる体制を整備する。</p> <p>運転班は、運転員（当直員）の任務、事故防止に必要な運転上の措置、発電設備の保安維持を行う。</p> <p>保修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消防活動を行う。</p> <p>安全管理班は、発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに放射性物質の貯蔵場の状況把握並びに放射性物質の貯蔵場の設定</p> <p>ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定</p> <p>管理、中央制御室及び緊急待機室（指揮所又は緊急待機室内）における放射性物質の貯蔵場の分担を行なう。</p> <p>土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p> <p>(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行ない、所長（原子力防災管理者）を本部長とする非常召集連絡を行なう。</p> <p>発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支機能を設置し重大事故等の対策を実施する。</p> <p>時間外、休日（夜間）においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急待機室を設置する。</p>	<p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対策本部に関する事項】</p> <p>・放棄線管理基準（既存）</p> <p>・放棄線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p> <p>(ケ) 実施組織の構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故防止に必要な運転上の措置、保修班の保安維持を行う。</p> <p>b 保修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。</p> <p>c 安全管理班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に從事する要員の被ばく管理、立入制限区域の設定</p> <p>d 土木建築班は、原子炉施設の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p> <p>e 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（原子力災害対策特別措置法第10条の可能性がある事故、故障等又は自然災害発生）により緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする非常召集連絡を行なう。</p> <p>(ア) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重事故対策要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当てて確保する。</p> <p>(中略)</p>	

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
		記載すべき内容	記載内容の概要
II29. 02. 08 許可 体制を強化する。 (中略)	重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。	b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所）（緊急時対策本部）に参集し、緊急事故等対策要員の任務に沿った対応を行う。 (以下、省略)	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・運転基準 【運転員等の管理】 ・建屋名称の変更
重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所）（緊急時対策本部）に参集し、通信連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に沿った対応を行う。 (以下、省略)	重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）（緊急時対策本部）に参集し、通信連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に沿った対応を行う。	(以下、省略)	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準 【緊急時対策本部に関する事項】 ・通信連絡設備要領 【通信連絡設備の整備に関する事項】 ・建屋名称の変更
(c-8) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。 重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するたために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が、必要なプラントのバーメータを確認するための緊急時運転バーメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための緊急時運転バーメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための緊急時対策所（緊急時対策本部）（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）を整備する。	h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するたために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が、必要なプラントのバーメータを確認するための緊急時運転バーメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための緊急時対策所（緊急時対策本部）（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）を整備する。 (以下、省略)	(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための施設及び設備等について管理する。 a 支援組織が、必要なプラントのバーメータを確認するための緊急時運転バーメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための緊急時運転バーメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための緊急時対策所（緊急時対策本部）（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）を整備する。(デビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所（緊急時対策本部） (以下、省略)	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準 【緊急時対策本部に関する事項】 ・通信連絡設備要領 【通信連絡設備の整備に関する事項】 ・建屋名称の変更
			b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）及び現場との連携を図るために、携帯型有線通話装置、無線通話装置（携帯型）及び衛星携帯電話装置を整備する。

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	・建屋名称の変更	
a. 可搬型設備等による対応	5.2.1 可搬型設備等による対応	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	・非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)	
(a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	・建屋名称の変更	
(中略)	(中略)	(中略)	・建屋名称の変更	
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	(b) 緩和操作を選択するための判断フロー	(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー	・建屋名称の変更	
大規模損壊時に對応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被災状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプランの状況等を把握し、各対応操作の実行判断を行ったための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目標による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要な都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全身体を握りし、優先順位を付けて把握した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、優先順位を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。	・建屋名称の変更			
なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対応設備又は設計基準違反対応設備の使用可否について、大規模損壊時に對応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	・非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)			
(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方	b. 優先順位に係る基本的な考え方	イ 優先順位に係る基本的な考え方	・建屋名称の変更	
環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最も小さくすること、炉心損傷の潜在的可能を最小限にするとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資材等を基に有効か否かにより判断する。	・炉心損傷発生時に炉心損傷の潜在的可能を最小限にとるとともに、炉心損傷を少しでも遅らせることで、炉心損傷を少しだけ行うことをもとに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資材等を基に有効か否かにより判断する。	・炉心損傷発生時に炉心損傷の潜在的可能を最小限にとるとともに、炉心損傷を少しだけ行うことをもとに寄与できる初期活動を行うとともに、事	・炉心損傷発生時に炉心損傷の潜在的可能を最小限にとるとともに、炉心損傷を少しだけ行うことをもとに寄与できる初期活動を行うとともに、事	

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該規定文書 記載の考え方	該規定文書 記載内容の概要
つ効果的な対応を運定し、事故を収束させる対応を行う。	存する資源等を基に効果的な対応を運定し、事故を収束させる対応を行う。	(以下、省略)	(以下略)	・非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時 対応ガイドライン)
(以下、省略)	上記の火災への対応を含む優先順位に 係る基本的な考え方に基づく、 <u>大規模損 壊発生時の初動対応及び大規模火災への 対応について、優先順位に従った具体的 な対応を以下に示す。</u> (a) 大規模損壊が発生する恐れが ある場合、当直課長又は原子力防災管理 者は事象に応じた以下の対応及び確認を行 う。 イ・事前予測ができるない自然災害（地 震）又は大型航空機の衝突が発生した 場合 中央制御室が機能している場合は、当 直課長が地震は緊急地震速報及び地震に 伴う警報等により、航空機衝突は衝撃音 及び衝突音等により事象を検知し、被災 管理者へ状況報告を行う。なお、中央制 御室が機能していない場合は、当直課長 から原子力防災管理者へ連絡がない場合 は、原子力防災管理者が地震は緊急地震 速報等により、航空機衝突は衝撃音及び 衝撃音等の確認、連絡を行うと共に、緊 急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室 (緊急時対策棟内)へ要員の非常召集及 び外部への通報連絡を行う。 ロ・事前予測が発生した場合 大津波警報が発令された場合、当直課 長は原則として発電用原子炉を手動停止 し、所内関係者へ避難指示を出すとともに に原子力防災管理者へ状況連絡を行う。 連絡を受けた原子力防災管理者は、要員 を一日高所へ避難させた後、第2、第3 波の津波の情報を継続的に収集しながら 緊急時対策室（指揮所）又は緊急時 対策室（緊急時対策棟内）へ要員の非常 召集及び外部への通報連絡を行う。 (以下、省略)	(以下略)	・非常事態対策基準 (既存) 【対応拠点に関する事項】 □	
	(4) 大規模損壊発生時の対応拠点	イ 対応拠点 本部長を除く)が対応要員等(特重施設 要員を除く)が対応を行うに当たって の拠点は、緊急時対策室(緊急 時対策室)又は緊急時対策室(緊急 時対策室)が基本となる。また、運転 員(当直員)の拠点については、中央制 御室が機能している場合は中央制御室上 するが、中央制御室が機能していない場 外の代替可能なスペースも状況に応じ	・非常事態対策基準 (既存) 【対応拠点に関する事項】 □	(2/3)

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	【5.2.1 可搬型設備等による対応】	
設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。	で活用する。		

【追補1.14 電源の確保に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表）									
1.14 電源の確保に関する手順等		1. 14.2 重大事故等時の手順等 (中略)		1. 14.2.4 燃料の補給手順等 (中略)	（配慮すべき事項） 1 燃料補給 (中略)	(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料 (重油) 補給 (中略)	(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料 (重油) 補給 (中略)	c. 操作の成立性 (中略)	変更なし
						(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等の取扱 の基準等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵 タンク（約147kℓ、2基）、大容量空冷 式発電機用燃料タンク（約20kℓ、1基）を管 理する。	(以下、省略)	規定済 (以下、省略)	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.17 監視測定等に関する手順等 (中略)	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定 の手順等 (2) 可搬型モニタリングボストによる放射線量の 代替測定 代替測定 (中略)	2 可搬型モニタリングボストによる放射線量の 代替測定 代替測定 (中略)	<ul style="list-style-type: none"> 操作手順 可搬型モニタリングボストによる放射線量 の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3 図に示す。 <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に 基づき、安全管理所による放射線量の ボストによる放射線量の代替測定の開始を 指示する。</p> <p>② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所） 内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時 対策所（指揮所）」といふ。）又は緊急時 対策棟内に設置する緊急時対策所（以下 「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」とい う。）に移動し、監視局パソコンを起動す る。</p> <p>③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型 モニタリングボスト本体、バッテリ部及び 衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定 場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指 揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策 所内）までデータが伝送されていることを確 認し、監視・測定を開始する。</p> <p>④ 可搬型モニタリングボス トの記録装置（電子メモリ）に測定データ を記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも 電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 安全管理班は、使用中に充電池の充電量が 少ない場合、予備の充電池と交換する。 <u>（連続7日間以上使用可能）</u></p> <p>（以下、省略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理基準 （既存） 放射線管理要領 （既存） 【可搬型モニタリングボスト による代替測定】 【連続基準（既存）】 【警報確認】 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更
原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が 発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉 格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型工 （1/5）	（3) 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が 発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉 格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型工	3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 規定期	変更なし		

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
リアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	<p>リアモニタにより測定し、並びにその測定結果を記録する。可搬型エリアモニタの配置位置を第1.17.4図に示す。</p> <p>1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の加圧判断用のエリアモニタとして使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型エリアモニタによる放射線量測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手帳着着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリアモニタによる放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリアモニタ、記録装置、送信器、中継器及び受信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所から測定場所まで運搬・配置し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付ける。</p> <p>③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移動し、監視局パソコンを起動し、データが伝送されていることを確認する。</p> <p>④ 安全管理班は、可搬型エリアモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合はも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>安全管理班は、使用中に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。 <u>（連続7日間以上使用可能）</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 放射線管理基準（既存） 放射線管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 放射線管理基準（既存） 放射線管理要領（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更 	
		<p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 操作の成り方</p> <p>上記の対応は、安全管理班 2名にて実施</p>	<p>4 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>	(2/5)

【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。 (以下、省略)	(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領 (既存)	・建屋名称の変更	
a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (2) 放射能測定装置による水中的放射性物質の濃度の測定 (中略)	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領 (既存)	・建屋名称の変更	
c. 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。 b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	c. 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班3名にて実施し一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。 c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	(3) 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領 (既存)	・建屋名称の変更	

【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 田滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。			・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更
d. 海上モニタリング測定 (中略)	(4) 海上モニタリング測定 (中略)			・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更
(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約 2 時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1 署所あたり）の所要時間は、発電所近くで約 2 時間と想定する。 田滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。				・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	
1. 17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (中略)	(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)	(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定	1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)	・技術基準（既存） ・気象観測装置関連業務要領（既存）	
	b. 操作手順 ① 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放電取扱量・雨量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.13 図に示す。 ② 総活班は、手順着手の判断基準に基づき、総活班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放電取扱量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ③ 総活班は、可搬型気象観測装置一式を車等に積載し、保管場所である緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所から指定の場所まで運搬・配置する。 ④ 総活班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。 ⑤ 総活班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。				

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要	
		なお、記録装置の電源が切れた場合でも 電子メモリ内の測定データは消失しない。 <u>⑤ 総活栓は、使用中に充電池の残量が少な い場合は、予備の充電池と交換する。（運 続約12時間使用可能）</u>	(以下、省略)						

原子炉施設保安規定				社内規定文書
設置変更許可申請書【添付書類】		該当規定文書	記載内容の概要	
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策棟内))
(方針目的) 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまることを目的とする。	① 方針目的 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまることを目的とする。	操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策棟内))	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 操作手順 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまることを目的とする。
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))	1.18.2 重大事故等時の手順等	1.18.2 重大事故等時の手順等	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))
(方針目的) 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまることを目的とする。	② 対応手段等 居住性の確保	1.18.2.1 重大事故等の手順等 重大事故が発生した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所非常用空気淨化設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放電設備による放射線防護措置等により、重大事故等に必要な対応手段として、緊急時対策所に必要な指示を行いうる要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようとするため、以下の手順等により緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまるため必要な居住性を確保する。	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))
1.1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 重大事故が発生した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所非常用空気淨化設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放電設備による放射線防護措置等により、重大事故等に必要な対応手段として、緊急時対策所に必要な指示を行いうる要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようとするため、以下の手順等により緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまるため必要な居住性を確保する。	1.1.18.2.1.1 紧急時対策所 (緊急時対策棟内) 内に侵入した場合においても、緊急時対策所エリモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内への放射性物質の侵入を低減する。	1.1.18.2.1.2 また、万が一、希ガス等の放射性物質が放出された場合、可搬型エリモニタ (加圧判断用) により、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内に侵入した場合においても、緊急時対策所エリモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内への放射性物質の侵入を低減する。	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内に侵入した場合においても、緊急時対策所エリモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内への放射性物質の侵入を低減する。
(1) 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に必要な指示を行いうる要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまることを目的とする。	1 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 立ち上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を使用し、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の活動度の範囲にあることを把握する。	1 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 立ち上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を使用し、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の活動度の範囲にあることを把握する。	記載すべき内容 添付3 表-18 添付3 表	記載の考え方 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 立ち上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を使用し、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の活動度の範囲にあることを把握する。

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立ち上げた 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の手順を整備する。 ※緊急時体制が発令され、緊急時対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過度化、設計基準事故も含める。	記載すべき内容 緊急時対策棟内)を立上げる。	記載の考え方	該当規定文書 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順	社内規定文書 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順
a. 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順		(1) 順 緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を遮断するための手順を整備する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に基づき、換気率を調整する。また、ブルーム放熱所から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替え、緊急時対策所加圧設備への切替えに備え、緊急時対策所加圧設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。				
		(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時。				
		(b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気淨化設備の概略系統図を第1.18.2図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気淨化設備の起動を指示する。 ② 総括班長は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 ③ 総括班長は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンパーを開けし、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の流量（指揮所：40～50m ³ /min、休憩所：17～25m ³ /min）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指揮所：100Pa[gage]、休憩所：100Pa[gage]）に調整する。				
		(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班長1名で行い、一連の操作完了まで約20分と想定する。				
b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備		(2) 順 緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。				
		(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時。				

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(b) 操作手順 <u>緊急時対策所加圧設備</u> による空気供給準備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3 図に、手順のタイムチャートを第1.18.5 図に示す。	① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給元番地）を指示する。 ② 総括班地は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、各部の属えい等がないことを確認する。		規定済	規定済	変更なし
(c) 操作の成り立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。	c. 緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（緊急時対策所内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行なう。	(3) 緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所本部は、緊急時対策所（緊急時対策所内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加圧設備</u> を運転している場合。	(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加圧設備</u> を運転している場合。	(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行なう手順は以下のとおり。</u> ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 総括班地は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 総括班長は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度が18%以上又は酸素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、 <u>燃排気ダンパー</u> への開度調整により、換気率を調整する。 なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内に設置されている空気ボンベ加圧ブイインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンバーの開度調整により、空気流入量を調整する。	(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行なう手順は以下のとおり。</u> ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 総括班地は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 総括班長は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度が18%以上又は酸素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、 <u>燃排気ダンパー</u> への開度調整により、換気率を調整する。 なお、緊急時対策所加圧設備を使用して	規定済	規定済

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて終活勤他1名で操作を行うこと が可能である。室内での測定、及びダンパ の調整のみであるため、短時間での対応が可 能である。	(2) 原子力災害対策特別指置法第10条事象発生時 の手順 原子力災害対策特別指置法第10条事象が発生 した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内） 内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知 するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内 へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を 整備する。 号炉原子炉格納容器の周囲8方 位を開むように配備する可搬型エリアモニタの うち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急 時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備 する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急 時対策棟内）内を加圧するための判断に用い る。	2 原子力災害対策特別指置法第10条特定事 象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別指 置法第10条特定事象が発生した場合、緊急 時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策 所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を 開始する。 号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急 時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリ アモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内） 内を加圧するための判断に用いる。可搬型工 具アモニタ（加圧判断用）を設置する手順 は、表-17「監視測定等に関する手順等」参 照。			・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更及び取付箇所の追加
・ 原子力災害対策特別指置法第10条事象が発生 した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内 へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容 器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位 置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置 し、放射線量の測定を開始する。	a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別指置法第10条事象が 発生した場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下 のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示 す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき 安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ 設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニ タを設置し、起動する。			・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	
(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟 内）内にて安全管理班2名で行い、一連の操 作了完了まで約60分をと想定する。 (以下、省略)				3 重大事故が発生した場合の放射線防護等 に開する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等に対処 するため必要な指示を行ふ要員等を防護し、 居住性を確保するための手順を整備する。	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等 に開する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等が発生し た場合、重大事故等に対処するためには必要 な指示を行ふ緊急時対策本部等を防護し、居 住性を確保する措置を行う。	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
a. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員について ブルーム通過中ににおいても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるために交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するためには必要な要員 38 名の合計 87 名を想定している。 ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能な人數（100 名）の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。	(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能な人數（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。 (2) 緊急時対策所加压設備への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。	・緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するためには必要な要員 38 名の合計 87 名を想定している。 ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能な人數（100 名）の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。	・緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するためには必要な要員 38 名の合計 87 名を想定している。 ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能な人數（100 名）の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。	規定期定 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 変更なし ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 規定期定 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）

- 可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所加压設備用空気淨化装置から緊急時対策所加压設備への切替えのための要員配置を行う。

- (a) 手順着手の判断基準
具体的には以下の一いずれかに該当した場合。
・ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の間 8 方位に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が 0.1msv/h 以上となつた場合。
・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内のプラン上状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。
・炉心損傷前であつて中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内のプラン上状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。

- (b) 操作手順
ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
1.18.7 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、終活班他へバラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を指示する。 ② 終活班他是緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の監視強化を行ふ。 ③ 終活班他是加圧操作の要員を配置する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策所内）内にて終活班他3名で行う。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。 なお、直接線、スカイシティイン線では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指示上昇が予想される事から、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。	規定期定	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更	・建屋名称の変更
・原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の加圧を実施する手順を調整する。	c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器からガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（緊急時対策所内）に接近した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気を停止し、緊急時対策所加圧設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の加圧を実施する手順を調整する。	(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策所加圧設備からエアモニタブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気が停止し、緊急時対策所加圧設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の加圧を実施する手順を調整する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	規定期定	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)
・原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となった場合。 ・緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（緊急時対策所内）内を加圧する手順の概要是以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、終活班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（緊急時対策所内）内加圧の開始を指示する。 ② 終活班他是、緊急時対策所非常用空気淨化設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気を停止とする。 ③ 終活班他是、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量調節弁及び排気ダンバーを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）	(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となった場合。 ・緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（緊急時対策所内）内を加圧する手順の概要是以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、終活班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（緊急時対策所内）内加圧の開始を指示する。 ② 終活班他是、緊急時対策所非常用空気淨化設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気を停止とする。 ③ 終活班他是、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量調節弁及び排気ダンバーを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	規定期定	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	内の流量（指揮所：10.7m ³ /min以上、休憩所：3.9m ³ /min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策所内）内を微圧（指揮所：100Pa[gage]）、休憩所：100Pa[gage]）に調整する。 又は緊急時対策所非常用空気淨化設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順」に示す。				
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。	d. 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替 その後、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策所内）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（緊急時対策所内）加圧設備による加圧を停止し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気装置（緊急時対策所内）内を開始する手順を整備する。	(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策所（緊急時対策所内）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（緊急時対策所内）加圧設備による加圧を停止し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内を開始する手順を整備する。	(a) 手順着手の判断基準 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタにて空気吸収量率等を継続的に監視し、その指示がフレーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。	・緊急時対策所本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策所内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。	規定済
		(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気を開始する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量（指揮所：40～50m ³ /min、休憩所：17～25m ³ /min）を調整する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の空気供給元を閉じ、緊急時対策所加圧設備を停止する。 ⑤ 総括班他は、必要により、緊急時対策所		・建屋名称の変更及び手順の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	変更なし

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の微正圧（指揮所：100Pa[page]）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加压設備の酸素濃度及び酸素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの手順」Q・緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定手順」に示す。			規定済		変更なし
(d) 応急手段等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するための必要な指示及び通信連絡に關わる手順等	1. 18.2.2 重大事故等に対処するための必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するための情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行なう。また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備する。	必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備する。	1. 重大事故等に対処するための必要な指示及び通信連絡に關わる手順等 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するための対策の検討を行なう。また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備する。	1. 重大事故等に対処するための必要な情報報 示を把握するため、緊急時対策所（緊急時対 策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備 により、必要なプラントパラメータ等を監 視又は収集する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準 （既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）
重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準 （既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）
全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準 （既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順	(1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示システムにより重大事故等に対応するため必要なプラントパラメータ等を監視する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）
a . 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策所内）の立て上げ時。	a . 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策所内）の立て上げ時。 b . 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、常時、伝送を行われる手順は以下のとおり。緊急時対策所（緊急時対策所内）情報収集設備を第1.18.10 図に示す。 ① 総括班地は、作業着手の判断基準を確認し、SPDS データ表示装置の接続を確認し、端末（PC）を起動する。 ② 総括班地は、SPDS データ表示装置にて、各パラメータを監視する。	規定期定	規定期定	規定期定	規定期定
c . 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内にて総括班地1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。	(2) 重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策所内）に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(2) 重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策所内）に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(2) 重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策所内）に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）
重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策所内）に配備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）
重大事故等に對処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策所内）に配備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備により、発電所内外の作業場所、本店、地方公団体、その他の関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための手順を整備する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
記載すべき内容	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(対応手段等)	必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破裂等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。 重大事故等に対処するためるために必要な指示を行なう要員と現場作業を行なう要員等との離隔を避けた状態で、要員の取扱が適切に行なわれる収容が適切に行なわれるようトイレや休憩スペース等を整備する。 <u>これら</u> の要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理し、放射線管理を行なうこととともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破裂等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するためのために必要な数の要員として最大100名を収容する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)
1. 18. 2. 3 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破裂等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するためのために必要な数の要員として最大100名を収容する。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破裂等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するためのために必要な数の要員として最大100名を収容する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	
1) 放射線管理について	1) 放射線管理について	1) 放射線管理について	1) 放射線管理について	1) 放射線管理について
a. 放射線管理用資機材の維持管理等について	安全管管理課長は、1週間外部からの支援なくとも対策要員が使用する十分な数量の装置（線量計、マスク等）を配備することも、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、十分な放射線の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行なう。 安全管管理課長は、重大事故等に対処するためには必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の被ばく線量管理を行なうとともに、ボケシト線量計を常時装着させるとともに線量計測定等を行なう。また、作業現場の放射線量率測定等を行なう。	安全管管理課長は、1週間外部からの支援なくとも対策要員が使用する十分な数量の装置（線量計、マスク等）を配備することも、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、十分な放射線の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行なう。 安全管管理課長は、重大事故等に対処するためには必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の被ばく線量管理を行なうとともに、ボケシト線量計を常時装着させるとともに線量計測定等を行なう。また、作業現場の放射線量率測定等を行なう。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)
b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイアモニタを設置するところを、線量が上昇した場合は、身体サーベイアモニタを設置する区域を設けるための資機材を整備し、運用する手順を整備する。	緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したためのチエンジングエリアを設置し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になつた場合に運用する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(a) 手順着手の判断基準 <u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</u>	(a) 手順着手の判断基準 <u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</u>	(b) 操作手順 ① チェンジングエリアを設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ② 本部長は、作業着手の判断基準に基づき放射線測量用具にチエンジングエリアの設置を指示する。 ③ 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ④ 安全管理班は、各エリエアの養生シートを限間隔くチープにて養生する。 ⑤ 安全管理班は、各エリエア間の境界にパーティア、粘着マットを設置する。 ⑥ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。	(b) 操作手順 ① チェンジングエリアを設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ② 本部長は、作業着手の判断基準に基づき放射線測量用具にチエンジングエリアの設置を指示する。 ③ 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ④ 安全管理班は、各エリエアの養生シートを限間隔くチープにて養生する。 ⑤ 安全管理班は、各エリエア間の境界にパーティア、粘着マットを設置する。 ⑥ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。	・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存) ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーべイエリア及び現場作業を行いうる放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理班2名が身体サーべイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。 なお、身体サーべイを待つ現場作業等を行ふ要員等は、周辺からの放射能影響を低減するため、遮へい効果のある緊急時対策棟内で待機する。 チエンジングエリア内での身体サーべイで現場作業を行いうる要員等の放射性物質による汚染が確認された場合は、サーべイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウェス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取り除染ができない場合はシャワーにて汚染部位の水洗を行う。 シャワーを用いた除染による濡れは汚染水槽に保管し、放射性廃棄物として廃棄する。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーべイエリア及び現場作業を行いうる放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理班2名が身体サーべイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。 なお、身体サーべイを待つ現場作業等を行ふ要員等は、周辺からの放射能影響を低減するため、遮へい効果のある緊急時対策棟内で待機する。 チエンジングエリア内での身体サーべイで現場作業を行いうる要員等の放射性物質による汚染が確認された場合は、サーべイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウェス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取り除染ができない場合はシャワーにて汚染部位の水洗を行う。 シャワーを用いた除染による濡れは汚染水槽に保管し、放射性廃棄物として廃棄する。	・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存) ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更		
c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 <u>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの繩量が上昇するなど切替えが必要とした場合に、存蓄機を運動し、切替を実施する手順を立てる。</u>	c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 <u>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの繩量が上昇するなど切替えが必要とした場合に、存蓄機を運動し、切替を実施する手順を立てる。</u>	(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの繩量が上昇するなど切替えが必要とした場合に、存蓄機を運動し、切替を実施する手順を立てる。	(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの繩量が上昇するなど切替えが必要とした場合に、存蓄機を運動し、切替を実施する手順を立てる。	規定済	変更なし

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
場合、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの線量上昇等により通転中の緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えが必要となつた場合。			規定済	変更なし
	(b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを指示する。 ② 総活班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えを実施する。 ③ 総活班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットに切り替えることを確認する。 ④ 総活班他は、必要により緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指揮所：40～50m ³ /min、休憩所：17～25m ³ /min）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指揮所：100Pa[gage]、休憩所：100Pa[gage]）に調整する。		・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)		
	(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟内）にて総活班1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置する2系統により、数ヶ月間適用可能とする。		規定済	規定済	変更なし
	(2) 飲料水、食料等について 防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示をを行う要員等が登場後少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するためには飲料水及び食料等を備蓄し、維持管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 安全管理班長は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食でも問題ない環境であることを確認する。	2 飲料水、食料等について	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要		
(対応手段等) 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流） である緊急時対策所用発電機車から給電する。			可申請書の変更内容を規定文書に反映する。							
		1. 18. 2. 4 代替電源設備からの給電手順 全交流動力電源喪失時は、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。	代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。	・建屋名称の変更 ※原子炉補助建屋には中間建屋を含む	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	・建屋名称の変更 ※原子炉補助建屋に設置されている緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）の機器にては、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照。	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	・建屋名称の変更 ※原子炉補助建屋には中間建屋を含む	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	
電源確保 により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報連絡設備及び通音連絡設備のうち原子炉給電屋に設置された機器へ給電する。給電の手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」及び「1. 19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。		(1) 緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車を起動する。緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。	緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。 (1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を開始する。 (2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所用燃料油貯蔵タンクより給油する。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	ア 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行なう。	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	
		緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟内に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を開始する。 緊急時対策所用発電機車は、必要に応じ切替会を行う。	緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続を行なう手順を整備する。	a . 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行なう手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	ア 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行なう手順を立上げ時。	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	
		(a) 操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。
		(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	操作手順 緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）と緊急時対策所用発電機車（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油）との燃料油供給ホース接続の手順を立上げ時。
		① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）への給電準備作業開始を指示する。 ② 総括班地は電源ケーブルの絶縁措定期定を実施し、異常がないことを確認する。 ③ 総括班地は、緊急時対策棟内の電源接続	① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）への給電準備作業開始を指示する。 ② 総括班地は電源ケーブルの絶縁措定期定を実施し、異常がないことを確認する。 ③ 総括班地は、緊急時対策棟内の電源接続	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更 ・建屋名称の変更	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>■への電源ケーブルの接続を行う。</p> <p>④ 総括班他は、燃料油供給ホース取納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車まで、燃料油供給ホースの接続を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策所と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の完了には、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車との燃料油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の完了は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分を要する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順</p> <p>全交流動力電源喪失時ににおける緊急時対策所用発電機車の起動手順を復元する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.16図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.17図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.18図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策所内）電源供給作業開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行なう。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。</p> <p>④ 総括班他は、緊急時</p> <p>出力遮断器を入とする。</p> <p>⑤ 総括班他は、緊急時遮断器を入とし、給電を開始する。なお、運転中の緊急時対策所用発電機車へは、外部からの支援がなくとも、7日分の通販に必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状況及び燃</p>	<p>変更なし</p> <p>規定期定</p> <p>規定期定</p> <p>変更なし</p>	<p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・建屋名称の変更</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	燃料補給	社内規定文書
	燃料補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。		
(c) 操作の成立性 上記の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約10分と想定する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。	緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車へ燃料油ボンブから緊急時対策所用発電機車へ燃料油ボンブを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用燃料油ボンブにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用燃料油ボンブの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日前運転を継続するため必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kL、2基）を管理する。	・燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。	該当規定文書 記載内容の概要
c. 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策所用発電機車の切替手順を整備する。	緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。 (a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となつた場合。	緊急時対策所用発電機車の切替手順が変更なし 緊急時対策本部は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。	規定済
(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を入とする。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を切とし、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切とし、緊急時対策所用発電機車の停止する。	操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を入とする。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を切とし、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切とし、緊急時対策所用発電機車の停止する。	操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を入とする。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を切とし、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切とし、緊急時対策所用発電機車の停止する。	変更なし

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油を供給する。緊急時対策所用発電機車用給油ボンプから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンプにより自動補給する。発電機車用給油ボンプの運転状態及び燃料油ボンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間連続経過するため必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75k0、2基）を管理する。	ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班1名で行い、一連の操作完了まで約25分と想定する。	(再掲) （配慮すべき事項） 1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油を供給する。緊急時対策所用発電機車用給油ボンプを接続し、緊急時対策所用発電機車用給油ボンプから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンプにより自動補給する。発電機車用給油ボンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給していることを確認する。 重大事故等時7日間連続するためには必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの時油量を管理する。	記載すべき事項	規定済	変更なし

【補編1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.19 通信連絡に関する手順等 (対応手段等) 発電所内の通信連絡	1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等。 重大事故等が発生した場合、通信設備等(発電所内)により、運転員等、重大事故等対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所(以下「緊急時対策所」)と呼ぶ。)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)と他の間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡装置(携帯型)及び携帯型通話設備(携帯型)及 び携帯型通話設備を用いる。代替電源設備、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備へ給電する。これらの設備へ給電する。) 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、データを共有する。これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、データを共有する。これらの設備へ給電する。	② 対応手段等 ② 登電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等。 重大事故等が発生した場合において、通信設備等(発電所内)により、運転員等、重大事故等対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所(以下「緊急時対策所」)と呼ぶ。)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)と他の間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡装置(携帯型)及び携帯型通話設備(携帯型)及 び携帯型通話設備を用いる。代替電源設備、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備へ給電する。これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、データを共有する。これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、データを共有する。これらの設備へ給電する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)	規定済	規定済

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(4) 一般的携帯電話機と同様の操作により、 通信先の電話番号をダイヤルし、連絡す る。</p> <p>(5) 使用中に充電池の残量が少なくなった場 合は、予備の充電池と交換する。</p> <p>(6) 使用後は、屋外で電源を「切」操作す る。</p> <p>(b) 無線連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策箇内）の緊急時対策本部要員は、無線通話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通話装置（携帯型）を使用する。参考所内でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタ ンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電 源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残 量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、 予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、 事前に取り決めた通話チャンネルに設定さ れていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾 電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少な くなった場合は、予備の充電池又は乾電池 と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作す る。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡 又は通話通信確認を行う場合は、電源を 「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(d) 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム</p>			規定済	変更なし

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	(SPDS)により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（指揮所）のSPDSデータ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） 常時伝送を行うため、通常操作は必要なない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。				
	(e) SPDSデータ表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。			規定済	変更なし
	(f) 運転指令設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員及び屋内外の重大事故等対策要員は、ページング装置又はディジタル無線ページング装置を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. ページング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、運用チャネル及び呼出エリアを選択し、連絡する。			規定済	変更なし
	(g) 電力保安通信用電話設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員及び屋内外の重大事故等対策要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般の電話機、携帯電話機又はANXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯型端末の充電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。			規定済	変更なし

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 規定期定	社内規定文書 記載内容の概要 変更なし
通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備及び無線連絡設備のうち無線通信用電話設備及び無線連絡設備のうち無線通信用電話装置（固定型、モニタリングカード）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡電話設備を使用する。	(以下、省略)	(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等。 ② 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、短心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内ににより発電所内の必要な場所で共有する場合、現場より中央制御室との連絡には携帯型電話設備を使用し、現場又は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。また、これらの設備へ給電する。	1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等。 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、短心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内ににより発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型電話設備を使用し、現場又は緊急時対策室（緊急時対策所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	
(以下、省略)	(以下、省略)	1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）との通信連絡を行った場合において、通信設備（発電所外）ににより、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、IP-FAX等）を使用する。	1 発電所外（社内外）との通信連絡 1 発電所外（社内外）との通信連絡を行った場合において、通信設備（発電所外）ににより、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	
(対応手段等) 発電所外（社内外）との通信連絡	(以下、省略)	重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。	重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
（以下、省略）	<p>（中略）</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) <u>衛星携帯電話設備</u></p> <p><u>(緊急時対策本部)（指揮所）又は緊急時対策本部要員</u>は、<u>衛星携帯電話（固定型）</u>を使用し、<u>本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等へ通信連絡を行う</u>。また、<u>発電所外でモニタ携帯電話（携帯型）</u>を使用し、<u>緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行ったための対応として、以下の手順がある。</u></p> <p>i. <u>衛星携帯電話（固定型）</u></p> <p>① <u>手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</u></p> <p>ii. <u>衛星携帯電話（携帯型）</u></p> <p>① <u>手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</u></p> <p>② <u>充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。</u></p> <p>③ <u>使用する端末と共に予備の充電池を携行する。</u></p> <p>④ <u>一般的の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</u></p> <p>⑤ <u>使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。</u></p> <p>⑥ <u>使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</u></p> <p>(b) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u> <u>(緊急時対策本部)（指揮所）又は緊急時対策本部要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</u></p> <p>i. <u>テレビ会議システム</u></p> <p>① <u>手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</u></p> <p>② <u>操作端末により、通信先と接続する。</u></p> <p>③ <u>使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</u></p>	<p>規定済</p> <p>規定済</p>	<p>規定済</p>	<p>規定済</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	る。	ii. IP電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。			
		iii. 衛星通信装置（電話） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。			
		iv. IP-FAX ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。		規定済	変更なし
		(中略)			
		(d) 加入電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、加入電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 加入電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯型端末の充電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。		規定済	
		(e) 電力保安通信用電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、保安電話及び衛星電話等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯型端末の充電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。		規定済	
		ii. 衛星電話			

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、一般的の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部内）の緊急時対策本部要員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p>		規定済		変更なし
	<p>(g) 無線連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部要員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でモニタリングを行いう緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカード）を使用する。</p> <p>これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p>		規定済		変更なし

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>iii. 無線通話装置（モニタリングカード）</p> <p>① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通音確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>（中略）</p>			<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） 	・建屋名称の変更
d. 働先順位	<p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（内）及び無線連絡設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星搬送電話設備を使用する。</p> <p>なお、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）について、緊急時対策所（緊急時対策本部）の立ち上げ時から使用する。テレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）と本店、他の原子力発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） 	・建屋名称の変更
	<p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ビット水位（液面）、使用済燃料ビット缶辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星搬送電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ビット水位（液面）、使用済燃料ビット缶辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星搬送電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ビット水位（液面）、使用済燃料ビット缶辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部（緊急時対策内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星搬送電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） 	・建屋名称の変更

【追補 1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
（記載すべき事項） 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備から給電する手順等	1. 19. 2. 3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備に上り、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP電話、IP-FAX等）、緊急時連絡設備（テレビ会議システム、IP-FAX等）、緊急時連絡ハブメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」及び「1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。 給電の手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」及び「1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	（記載すべき事項） 3 代替電源設備から給電 当直課長及び終急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時連絡ハブメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」（緊急時対策所の居住性等に関する手順等）」参照 （緊急時内）	記載すべき事項 ・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
（記載すべき事項） 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備に上り、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP電話、IP-FAX等）、緊急時連絡設備（テレビ会議システム、IP-FAX等）、緊急時連絡ハブメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」及び「1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	1. 19. 2. 3 代替電源設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備は、充電池又は乾電池を使用する。 充電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電池の残量確認で、残量が少ない場合、子備の充電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）の電源から充電する。 乾電池を用いるものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、子備の乾電池と交換することにより 7 日間以上継続しての通話を可能とする。	（記載すべき事項） 3 代替電源設備から給電 当直課長及び終急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時連絡ハブメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」（緊急時対策所の居住性等に関する手順等）」参照 （緊急時内）	記載すべき事項 ・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要

補足説明資料－3

設計及び工事計画で抽出された運用内容整理

目 次

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の「添付-3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(1) 川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)

2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(1) 川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、

保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	保安規定	
	資料名	項目		条	記載内容
1	4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（緊急時対策所エリアモニタ（1,2号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 <u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u>	131 条	(記録) 第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成（表131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認			記載内容			記載内容			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び非気ファンによる機械換気によつて、有機溶剤の帶留を防止する。	条	1.5 手順書の整備	(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	備考				
2	添付資料 5	発電用原子炉施設に關する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気対策	このため、火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の溜留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。	添付 2	18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（緊急時対策棟内））	操作手順 <中略>	② 対応手段等 <u>居住性の確保</u>	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。	添付 3	1 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立上げる。 (1) 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。	
3	添付資料 13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	2. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性に関する説明書 2.1 基本方針	緊急時対策所の居住性に関する説明書								

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。		
				(2) 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加工設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。		
				(3) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。		
2				原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加工するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加工判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。		
3				重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 <中略>		
				(2) 緊急時対策所加工設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示		

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				条 上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加正設備への切替えのための要員配置を行う。	(3) 緊急時対策所加正設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所加正設備へ切替えることとした。緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	
4	添付資料13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	3. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための防護措置	居住性に係る被ばく評価では、放射性物質が大気中へ放出されている間は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を正圧に加圧し、フィルタを通らない空気の流入は考慮しないこととしている。このため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物（緊急時対策所遮蔽含む。）及び緊急時対策所換気設備の性能を維持・管理することで、被ばく評価条件を満足するようになる。また、被ばく評価条件並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価条件を満足するよう、緊急時	(定期事業者検査の実施) 第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。	添付3

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				<p>対策所換気設備の機能・性能試験を実施する。</p> <p>※1 : 各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法</p> <p>c a 及び bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>(2) 検査実施要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p><中略></p>	

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	保安規定			
	資料番号	資料名		項目	条	記載内容	備考
			「4.2.2 評価結果(1)b、緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場合により、必要な空気ボンベ本数は、1本あたりの空気容量がNm3のもので、使用量を5.7Nm3/本とした場合、1,400本となる。	(1) 運用上の制限	33-13-2 慶生の端末	運用上の制限	
			なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するためには必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する。	(1) 運用上の制限	33-13-2 慶生の端末	緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの運用可能であることを確認する。	
			4. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性評価 4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価 4.2.2 評価結果 (2) 必要空気ボンベ本数	(2) 備考	83 条	緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの運用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの運用可能であることを確認する。	
5	添付資料13		緊急時対策所の居住性に関する説明書	項目		緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置（空気淨化装置）の運用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの運用可能であることを確認する。	

補足説明資料－4

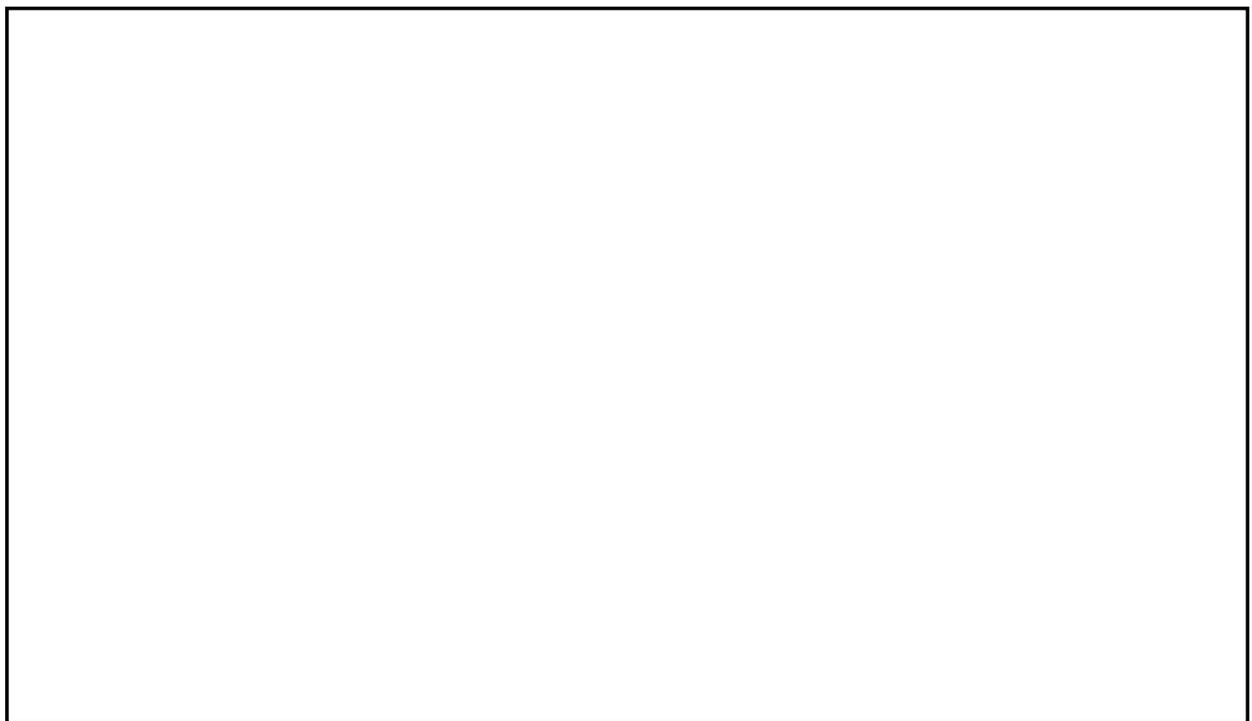
連絡通路接続部シールの保全について

1. 概 要

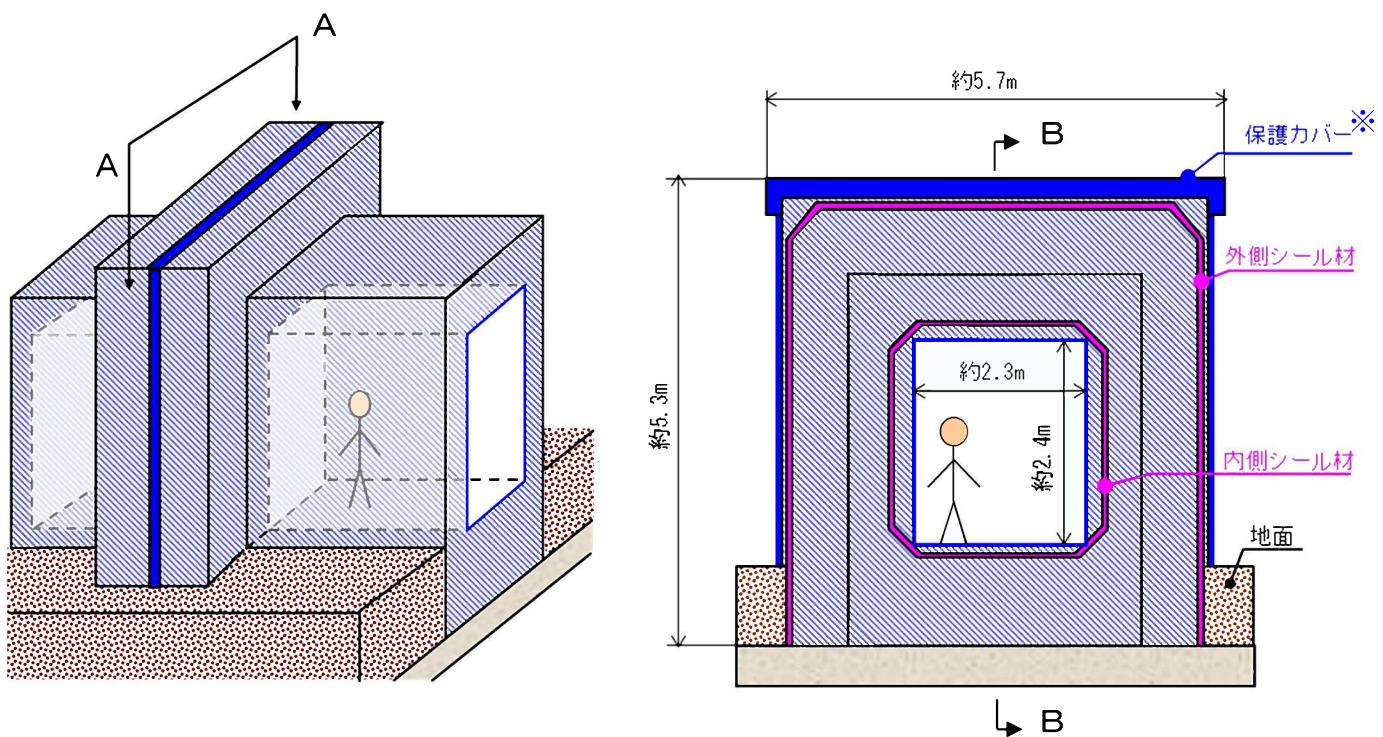
緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を結ぶ連絡通路の接続部については、地震時の各建物の相対変位を考慮して約100mmの隙間を設けることとしており、接続部に延性のあるシリコーンゴム製のシールを施工することで、相対変位の吸収及び気密性の確保を図っている。同素材のシールは原子力プラントにおいて一般的に採用されているものであり、玄海3,4号のアニュラスシール等にて採用実績がある。

緊急時対策棟の連絡通路接続部を第1図に、緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図を第2図にモックアップを第3図に示す。

本紙では連絡通路接続部シール（以下、接続部シールという）の保全の方法について記載する。



第1図 緊急時対策棟の連絡通路接続部

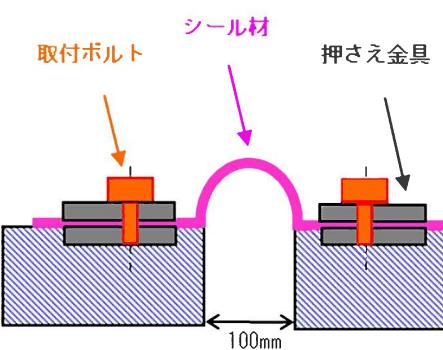
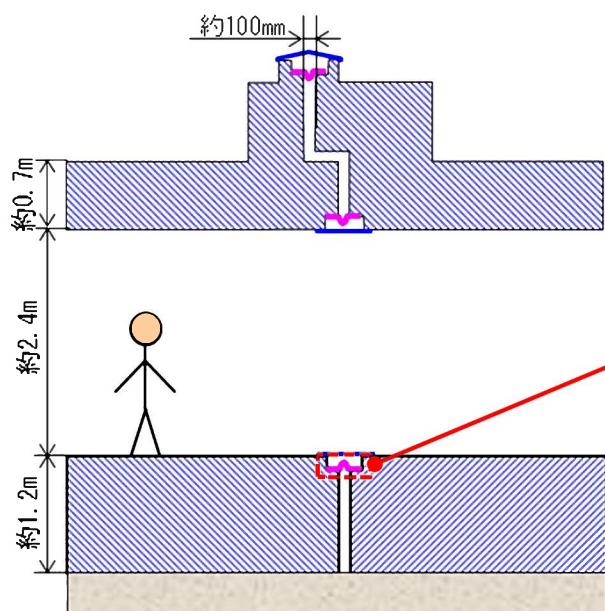


【鳥瞰図】

【A-A：正面から見た図】

※：雨水避けを目的として設置

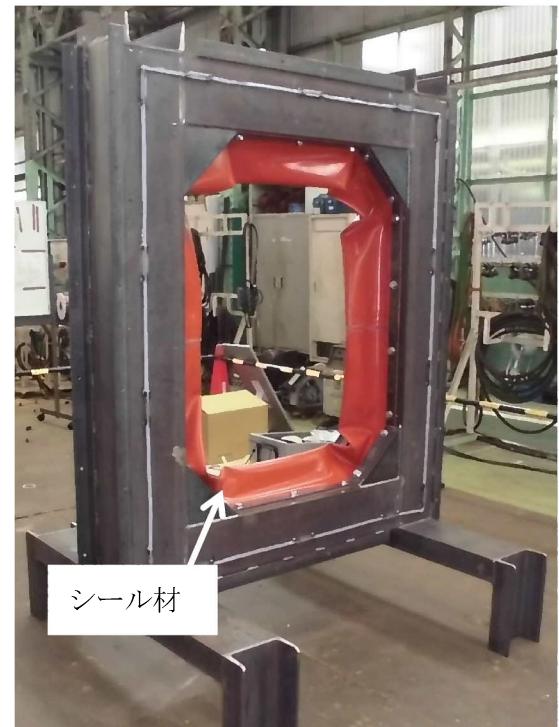
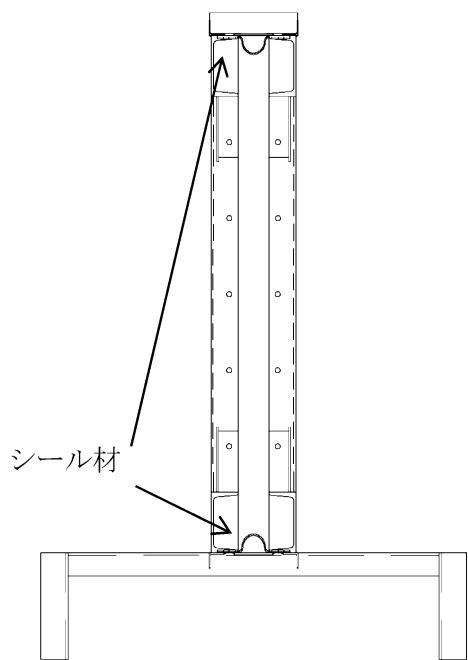
(シールに対する遮光の機能も持つ)



【シール部拡大図】

【B-B：横から見た図】

第2図 緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図



第3図 緊急時対策棟の連絡通路接続部のモックアップ

2. 保全計画

接続部シールの保全については、同素材のシールで設計している玄海3,4号のアニュラスシールを参考に設定する。

2. 1. 巡 視

接続部シールに用いているシリコーンゴムは、US Army Material Commandによる長期間の曝露試験結果（1977年）^[1]において、高温多湿など様々な環境下で10年間放置した場合の性能劣化は小さいことを確認している。

川内プラントにおいては、接続部シール上部に保護カバーを設置することで環境条件をより向上させ、日光や降雨の影響を受けない設計としているため、巡視において保護カバーに破損が見られた場合は速やかに補修する。

2. 2. 定期事業者検査

使用期間中の機能維持確認については、緊急時対策所全体を加圧する試験を1年に1度実施し、接続部シールの気密が維持できていることを確認する。

本対応は同素材のシールを使用し、1サイクルに1度の負圧試験（ファンを起動し負圧が維持できるかを確認する試験）を実施して機能維持を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。また、従来運用していた代替緊急時対策所においては1サイクルに1度の加圧試験を実施していた。

2. 3. 長期点検

経年劣化に対する接続部シールの健全性の確認については、10年に1度の外観点検を行う。異常が見られた場合は補修や取替を実施する。

本対応は同素材のシールを使用し、10サイクルに1度の外観点検（目視または指触により、亀裂等の損傷の有無を確認する点検）を実施してシールの健全性を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。

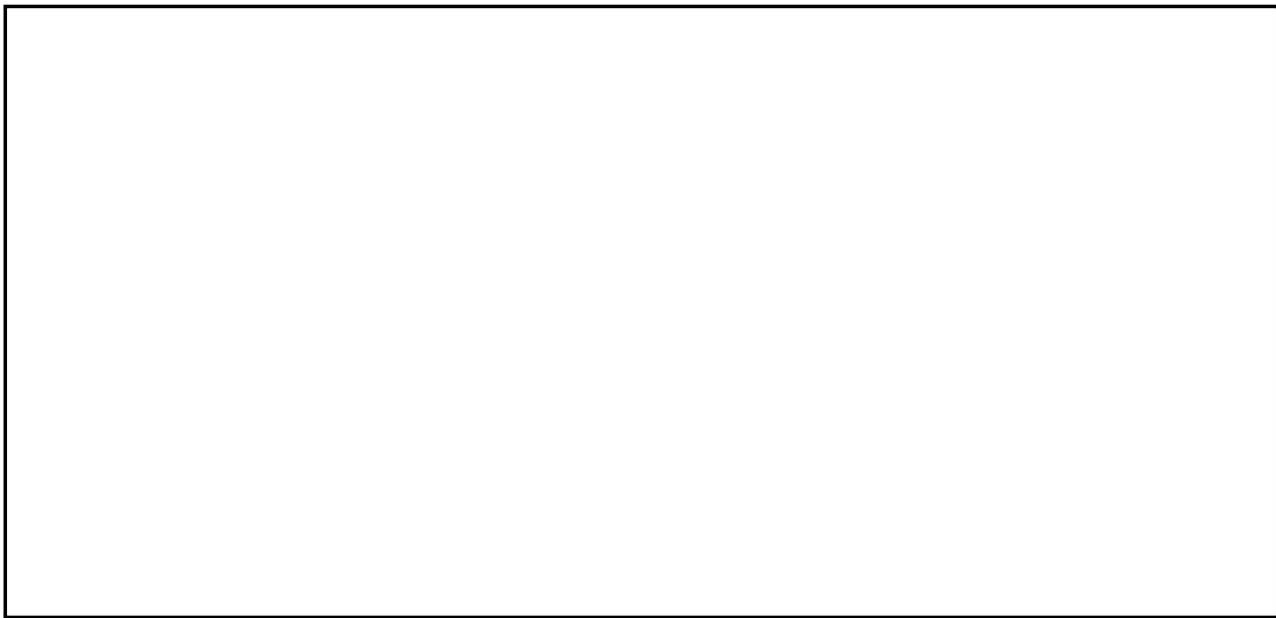
3. 接続部シール取替時の措置について

接続部シールの取替時は、接続部から気密バウンダリの空気が過度に流出するおそれがあるため、第4図に示す通り気密扉を設置し連絡通路側を隔離した状態とする。

気密扉は緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた箇所に再設置することとし、シール取替前に気密試験を実施し気密扉の健全性を確認したうえで、緊急時対策所の立ち上げが必要な場合の居住区画を緊急時対策棟（指揮所）側のみに移行する。この際、緊急時対策棟（休憩所）は隔離されるが、緊急時対策棟（休憩所）の機能に関しては、緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた休憩スペース（多目的エリア等）を用いることで維持する。

可搬型の緊急時対策所エリアモニタは、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）の本部・執務エリア（EL. 25.3m）及び休憩室（EL. 25.2m）に設置することとしているが、気密扉の再設置後に同事象が発生した場合は本部・執務エリア（EL. 25.3m）及び多目的エリア（EL. 25.3m）に設置することとする。

なお、本手順を下位文書に定めることとする。



第4図 接続部シール取替時の気密バウンダリ

4. アニュラスとのLCO設定の相違について

「保安規定審査基準」によると、LCOの設定について以下のとおり定められている。

「発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。」

このうち、「発電用原子炉施設の重要な機能」について、アニュラスは、設計基準事故対処設備としての重要度が高い設備であるため、LCOの設定対象となっている。

また、「保安規定変更に係る基本方針」によると、基本設計が要求する事項について、LCO設定を行うこととしており、具体的には、

「原子炉設置（変更）許可申請において行った安全解析の前提条件その他の設計条件、具体的には重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認で行った解析上の時間又は技術的能力審査基準との適合性確認を行った各手順における所要時間、自然災害に対する設計方針として示された設定値（時間、距離等）」

としている。この方針に基づき、シール部、扉等の貫通部を含めた「アニュラス」として安全解析の前提条件(原子炉冷却材喪失時において10分以内に負圧を達成)を考慮したLCOの設定を行っている。

一方、緊急時対策所は、再稼働時において、全ての重大事故等対処設備をLCO設定することとしたため、重大事故等対処設備に位置づけられる緊急時対策所を構成する設備について、LCO設定を行っている。

緊急時対策所は、「設置許可基準規則の解釈」及び「技術基準規則の解釈」により、「居住性の確保」として「緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。」及び「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」ことが定められている。

緊急時対策所に対しては「設置許可基準規則の解釈」及び「技術基準規則の解釈」に要求はあるものの、アニュラスのように「基本設計が要求する事項」には該当しないことから、「アニュラス」と同じようなLCOの設定は行っていない。

また、従前に運用していた代替緊急時対策所においてもシール部は有していないが、貫通部や扉を有しており、保全計画に基づき定期的に健全性を確認していた。

貫通部についてはモルタルやコーティング材等により構成されており、扉については気密性のある鋼製扉である。接続部シールの材料はシリコーンゴムであり、それぞれ材料は異なるものの気密性が要求されること是同様であり、加圧試験によって要求される機能を確認できることは変わらない。

よって、接続部シールについても、従前に運用していた代替緊急時対策所の貫通部や扉と同様に、保全計画に基づく点検を定期的に実施することとし、更にシール上部には保護カバーを設置し、シールの耐環境性をより向上させる観点から、機能が担保されると考えるため、LCO設定を行っていない。

【参考】

- [1] 伊藤 邦雄(1985)ゴム材料の環境劣化と対策 日本ゴム協会誌58巻 12号 pp. 832-841

補足説明資料－5

緊急時対策棟 連絡通路接続工事に係る
設備の変更概要と運用の変更について

1. 概 要

川内原子力発電所における緊急時対策所機能については、現在運用中の緊急時対策棟（指揮所）から緊急時対策棟（緊急時対策棟内）に移行する計画としている。

具体的には、旧代替緊急時対策所を要員の休憩室とする。また、本部・執務エリア、ミーティングエリア及び多目的エリアが施設されている緊急時対策棟（指揮所）と休憩室が施設されている緊急時対策棟（休憩所）を接続する緊急時対策棟（連絡通路）を新たに設置し、気密性・遮蔽性の観点からも、緊急時対策所（緊急時対策棟内）として一体運用することを計画している。

また、本変更に付帯する工事として、休憩所への通信連絡設備の設置、緊急時対策所エリアモニタの取付箇所について休憩所を追加、緊急時対策所遮蔽の指揮所部の遮蔽体の撤去、非常用空気浄化設備・加圧設備配管の延伸、火災区域・火災区画の変更等を実施する。本工事で運用の変更を行う設備の整理を表1に、各設工認における緊急時対策所に関連する設備等の変遷について表2に示す。

また、接続工事後の設備の設置場所、保管場所の概要を図1に、非常用空気浄化設備・加圧設備の配管延伸及び操作弁追加の概要を図2に示す。

2. 運用変更についての総論

連絡通路接続工事において取付箇所や個数等が変更となる設備については、保安規定で記載している運転上の制限や操作手順等の運用に関する記載内容に影響するものではないため、本申請においては設備を運用（保有）する建屋の名称変更のみを行っている。なお、詳細な運用変更については社内規定文書にて記載する。

[表1及び表2中の略語]

- ・代緊所 : 代替緊急時対策所
- ・緊対所（指揮所） : 緊急時対策所（指揮所）
- ・緊対所（棟内） : 緊急時対策所（緊急時対策棟内）
- ・緊対棟 : 緊急時対策棟
- ・既工認① : 新規制基準適合性確認工認
- ・既工認② : 緊急時対策所（指揮所）設置工事工認
- ・既工認③ : 別表改正に係る工事計画に関する書類の提出
(緊急時対策所に関連するところでは火災防護設備が該当)

3. 緊急時対策棟接続工事にて運用の変更を行う設備について

緊急時対策棟接続工事にて運用の変更を行う設備及びその変更内容について表1に示す。

表1 緊急時対策棟接続工事にて運用の変更を行う設備

設備区分	設備名称	工事変更内容	保安規定記載内容	社内規定文書変更内容
計測制御系統施設	電力保安通信用電話設備/備運転指令設備	既工認①で代緊所に設置し、既工認②で廃止してい、た設備を緊急時対策棟(休憩所)で再登録	第17条の5(資機材等の整備)に警報装置及び通信連絡設備に関する記載があるが、建屋名称等の記載がないため、保安規定の記載に変更はない。	緊急時対策所(休憩所)に設備を追加するため、社内規定文書を変更する。
放射線管理施設	放射線管理用計測装置	取付箇所に緊急時対策所(緊急時対策棟内) EL.25.2mを追加	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)に取付箇所を追加するため、社内規定文書を変更する。
換気設備	緊急時対策所非常用空氣淨化ファン 緊急時対策所非常用空氣淨化ライン(連絡通路～休憩所)	加圧する気密バウンダリが、連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)まで拡張 既工認②で設置した主配管を連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)に延伸 (一部既工認①で施設し、廃止した主配管の再登録)	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)に設置する弁(電動弁)の操作等が発生するため、社内規定文書を変更する。
加圧設備	空気ボンベ(緊急時対策所(緊急時対策棟内)用) 緊急時対策所加圧ライン(連絡通路～休憩所)	加圧する気密バウンダリが、連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)まで拡張 既工認②で設置した主配管を連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)に延伸	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)に設置する弁(手動弁)の操作等が発生するため、社内規定文書を変更する。
緊急時対策所	緊急時対策所機能	既工認①で設置した代緊所と既工認②で設置した緊対所(指揮所)を接続する緊急時対策棟(連絡通路)を新たに設置し、緊対所(指揮所)を緊對所(棟内)として一体運用する	緊急時対策所機能が移行するため、緊急時対策所機能に係る各設備を運用する建屋名称の変更を保安規定にて行う。	緊急時対策所機能が移行するため、緊急時対策所機能に係る各設備を運用する建屋名称の変更を社内規定文書にて行う。
	基本設計方針対象設備	設置場所に緊急時対策所(緊急時対策棟内) EL.25.2mを追加	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)を設置場所として追加するため、社内規定文書を変更する。

4. 各設工認申請における緊急時対策所に関連する設備等の変遷及び運用の変更について

各設工認申請における緊急時対策所に関連する設備等の変遷について表2に示す。また、接続工事後の設備の設置場所、保管場所の概要図を図1に示す。

表2 緊対所に関連する設備等に係る設計の変遷及び運用の変更について

設備等	変更概要			保安規定変更	運用変更	運用の変更概要	
	新規制基準適合性確認工認(代緊所)	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事				
計測制御施設							
原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)【予備機】	・申請対象(新設) 保管場所:代緊所	・申請対象(保管場所の変更) 保管場所:緊対棟(指揮所)	・申請対象外 ・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟	—	—	運用に変更はないものの、設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)【予備機】	・申請対象(新設) 保管場所:代緊所	・申請対象(保管場所の変更) 保管場所:緊対棟(指揮所)	・申請対象外 ・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟	—	—	運用に変更はないものの、設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
中央制御室機能	・申請対象(新規) 中制室の連絡及び連携先として緊対所を記載 連絡・連携先名称:代緊所	・申請対象外 ・連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称:緊対所(指揮所)	・申請対象外 ・連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称:緊対所(棟内)	—	—	運用に変更はないものの、連絡・連携先の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 (緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS))	・申請対象(新設) 伝送先*:代緊所 *基本設計方針に記載	・申請対象(伝送先の変更) 伝送先:緊対所*(指揮所) *基本設計方針に記載	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・伝送先の名称の変更 伝送先*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、伝送先の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 (SPDSデータ表示装置、衛星携帯電話設備、搬送型通話設備、総合原子力防災リモート、電力保安通信電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム、加入電話設備、連絡指令設備)	休憩所	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	・申請対象(再登録) 電力保安通信電話設備、運転指令設備については、代緊所に設置していた設備を再登録し使用(技術基準第47条の要求)	—	○	再登録する設備の保有台数等は保安規定に記載はないが、保有台数等の変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	・申請対象(新設) 設置場所*:緊対棟(指揮所) 保管場所*:緊対棟(指揮所) *基本設計方針に記載	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・設置・保管場所名称の変更 設置場所*:緊対棟 保管場所*:緊対棟 *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、設備を設置・保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
	連絡通路	—	—	—	—	—	—
放射線管理施設							
代緊所エリアモニタ	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	
緊対所エリアモニタ	—	・申請対象(新設)(2台) 保管場所:緊対棟(指揮所) 取付箇所:緊対所(指揮所) (EL. 25. 3m) 監視記録:緊対所(指揮所)	・申請対象(取付箇所の変更) 保管場所:緊対棟 取付箇所:緊対所(棟内) (EL. 25. 2, 25. 3m)*(*) 監視記録:緊対所(棟内) ・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・保管場所/取付箇所/監視記録場所名称の変更	○	○	取付箇所の追加(緊対所(棟内)内の休憩所(EL. 25. 2m))に伴う運用の変更については、変更を社内規定文書に記載する。 設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
モニタリングステーション	・申請対象(新設) 表示場所*:代緊所 *基本設計方針に記載	・申請対象(表示場所の変更) 表示場所*:緊対所(指揮所) *基本設計方針に記載	・申請対象外 ・表示場所名称の変更 表示場所*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	—	—	運用に変更はないものの、表示場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
モニタリングポスト	・申請対象(新設) 表示場所*:代緊所 *基本設計方針に記載	・申請対象(表示場所の変更) 表示場所*:緊対所(指揮所) *基本設計方針に記載	・申請対象外 ・表示場所名称の変更 表示場所*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	—	—	運用に変更はないものの、表示場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
移動式周辺モニタリング設備 (可搬型モニタリングボックス、可搬型エリアモニタ、電離箱モニタ、NaIシンチレーションモニタ、GM汚染モニタ、ZnSシンチレーションモニタ、 β 線モニタ)	休憩所	・申請対象(新設) 保管場所:代緊所	・申請対象(廃止)	—	—	—	
	指揮所	—	・申請対象(新設) 保管場所:緊対棟(指揮所)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象(可搬型モニタのみ)* ・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
	連絡通路	—	—	—	—	—	
代緊所加圧設備(ポンベ)	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	
空気ポンベ(緊対所用)	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(使用用途の変更(供給先の容積が増加))として申請対象	○	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。 加圧バウンダリ拡張による運用の変更は社内規定文書に記載する。	
換気設備主配管(代緊所)	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—(下欄を除く配管) ・申請対象(再登録) [緊対所非常用空気淨化ライン緊対棟(指揮所)出口取合点～緊対棟(休憩所)]の範囲の一部については、既存の設備を再登録し使用	—	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 増設する配管に付随する弁の操作等の運用の変更是社内規定文書に記載する。	

設 備 等		変更概要			保 安 規 定 変 更	運 用 変 更	運用の変更概要
		新規制基準適合性確認工認(代緊所)	緊急時対策所(指揮所)設置工事	緊急時対策棟接続工事			
換気設備主配管(指揮所)	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	—	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
換気設備主配管(連絡通路)	—	—	・申請対象(新設)	—	—	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 増設する配管に付随する弁の操作等の運用の変更は社内規定文書に記載する。
代緊所空気浄化ファン	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—
緊対所非常用空気浄化ファン	—	・申請対象(新設) 設置床:緊対棟(指揮所)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(使用用途の変更(供給先の容積が増加)として申請対象) ・設置床名称の変更 設置床:緊対棟	—	○	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。 加圧バウンダリ拡張による運用の変更是社内規定文書に記載する。
代緊所空気浄化フィルタユニット	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—
緊対所非常用空気浄化フィルタユニット	—	・申請対象(新設) 設置場所:緊対棟(指揮所)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・設置場所名称の変更 設置場所:緊対棟	—	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
緊対所遮蔽(ハロンボンベ(緊対棟(休憩所)用)保管エリア)	・申請対象(新設) (旧名:緊対所遮蔽(待機所))	・申請対象外 (緊対所(指揮所)では使用しない)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・名称変更	—	—	—	運用に変更はないものの、設備の名称が変更となるため、変更を社内規定文書に記載する。
緊対所遮蔽(緊対所(棟内))	休憩所	・申請対象(新設) (旧名:緊対所遮蔽(代緊所))	・申請対象外 (緊対所(指揮所)では使用しない)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・名称変更 ※仕様に変更のない範囲で拡張を実施	—	—	運用に変更はないものの、設備の名称が変更となるため、変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	・申請対象(新設) (旧名:緊対所遮蔽(緊対所(指揮所)))	・申請対象(遮蔽体の撤去) ・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・名称変更	—	—	運用に変更はないものの、設備の名称が変更となるため、変更を社内規定文書に記載する。
	連絡通路	—	—	・申請対象(新設)	—	—	—
[基本設計方針対象設備] 可搬型気象観測装置	—	・申請対象(新設) 保管場所*:代緊所 監視場所*:代緊所 *基本設計方針に記載	・申請対象(保管・監視場所の変更) 保管場所*:緊対棟(指揮所) 監視場所*:緊対所(指揮所) *基本設計方針に記載	・申請対象外 ・保管・監視場所名称の変更 保管場所*:緊対棟 監視場所*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、保管・監視場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
[基本設計方針対象設備] 緊対所加圧設備安全弁	—	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
非常用電源設備							
代緊所用発電機(内燃機関、励磁装置、保護継電装置、連結方法含む)	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—
緊対所用発電機車(内燃機関、励磁装置、保護継電装置、連結方法含む)	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
代緊所用発電機冷却水ポンプ	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—
緊対所用発電機車冷却水ポンプ	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
代緊所用発電機燃料タンク	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—
緊対所用発電機車燃料油サービスタンク	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
緊対所用発電機車用給油ポンプ	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
緊対所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
燃料設備主配管	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
[基本設計方針対象設備] 代替交流電源盤、100V分電盤、200V分電盤	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	—	—	—	—	—

設 備 等		変更概要			保 安 規 定 変 更	運 用 変 更	運 用 の 変 更 概 要
		新規制基準適合性確認工認(代緊所)	緊急時対策所(指揮所)設置工事	緊急時対策棟接続工事			
[基本設計方針対象設備]発電機車接続盤、緊対棟メルカット開閉装置、緊対棟動力変圧器、緊対棟バーティ、緊対棟コントロールセクタ、緊対棟計算用電源装置電源切替盤、緊対棟計算用電源装置、緊対棟計算用分電盤、緊対棟指揮所内分電盤		—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	運用に変更はないものの、設備を設置する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
火災防護設備							
火 災 防 護 区 域 及 び 火 災 区 画 構 造 物	緊 対 棟	・申請対象(新設) (旧名:代緊所)	・申請対象外 (緊対所(指揮所)では使用しない)	・申請対象 接続工事に伴い休憩所、指揮所、連絡通路を一本の火災区域として再設定 ・連絡通路に火災区画を設定	—	—	運用に変更はないものの、火災区域・火災区画の名称が変更となるため、火災区域・火災区画名称の変更を社内規定文書に記載する。
	緊 対 棟	—	・申請対象(新設) (旧名:緊対棟(指揮所))	・申請対象(新設)	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
	緊 対 棟 屋 外 地 下 エ リ ア (燃 料 設 備 ト レ ナ チ)	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
	ハ ロ ン ボ ン ベ (ハ ロ ン ボ ン ベ(緊対棟(休憩所)用)	・申請対象(新設) (旧名:ハロンボンベ(代緊所用)) 設置床:代緊所(待機所)	・申請対象外 (緊対所(指揮所)では使用しない)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・名称・設置床名称の変更 設置床:ハロンボンベ(緊対棟(休憩所)用)保管エリア	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
ハ ロ ン ボ ン ベ (緊 対 棟 (指 挥 所 及 び 連 絡 通 路) 用)		—	・申請対象(新設) (旧名:ハロンボンベ(緊対棟用))	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 ・名称変更	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 ハロン消火範囲拡張による消火対象範囲の変更を社内規定文書に記載する。
消 消 水 設 备 主 配 管 (代 緊 所)		・申請対象(新設)	・申請対象外 (緊対所(指揮所)では使用しない)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 (一部名称の変更)	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
消 消 水 設 备 主 配 管 (指 挥 所)		—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象 (一部名称の変更)	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
消 消 水 設 备 配 管 (連 絡 通 路)		—	—	— ※非主配管の範囲で配管延長	—	—	ハロン消火範囲拡張による消火対象範囲の変更を社内規定文書に記載する。
[基本設計方針対象設備] 全域ハッソ自動消火設備、煙感知器、熱感知器、防爆型煙感知器、防爆型熱感知器、火災受信機盤	休憩所	・申請対象(新設)	・申請対象(廃止)	・全域ハッソ自動消火設備、煙感知器、熱感知器については、代緊所に設置していた設備を再登録し使用 ・休憩所棟の火災感知器は、指揮所棟の火災受信機盤に接続し、休憩所棟の火災受信機盤を撤去	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋及び火災区域・火災区画の名称が変更となるため、建屋及び火災区域・火災区画名称の変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	・申請対象(新設)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	
	連絡通路	—	—	・申請対象(新設)	—	—	
緊 対 所							
緊急時対策所(棟内)	休憩所	・申請対象(新設) (旧名:代緊所)	・申請対象(廃止)	・申請対象(改造) 代緊所を休憩所として連絡通路で接続し、緊対所(棟内)として機能を拡充	○	○	緊急時対策所機能が移行するため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。その他運用変更については各設備の社内規定文書にて記載する。
	緊 対 所 (指 挥 所)	—	・申請対象(新設) (旧名:緊対所(指揮所))	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設備位置づけの変更)として申請対象	—	—	
可搬型エリアモニタ		放射線管理施設に示す			—	—	
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備(緊急時連転バラメータ伝送システム(SPDS))		計測制御系統施設に示す			—	—	
[基本設計方針対象設備] SPDSデータ表示装置		計測制御系統施設に示す			—	—	
[基本設計方針対象設備] 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	休憩所	・申請対象(新設) 保管場所:代緊所	・申請対象(廃止)	・一体運用に係る基本設計方針の変更(設置場所に休憩所を追加)として申請対象	○	○	設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
	指揮所	—	・申請対象(新設)	—	—	—	運用に変更(設置場所に休憩所を追加)があり、変更内容については社内規定文書に記載する。
	連絡通路	—	—	—	—	—	
施 設 共 通							

設 備 等		変更概要			保 安 規 定 変 更	運 用 変 更	運用の変更概要
		新規制基準適合性確認工認（代緊所）	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事			
〔基本設計方針対象設備〕 安全避難通路、非常用照明	休憩所	・代緊所に安全避難通路、非常用照明を設計	・申請対象（廃止）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	・緊対棟(指揮所)に安全避難通路、非常用照明を設計	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	
	連絡通路	—	—	・申請対象（新設） ・連絡通路に係る安全避難通路、非常用照明を設計	—	—	

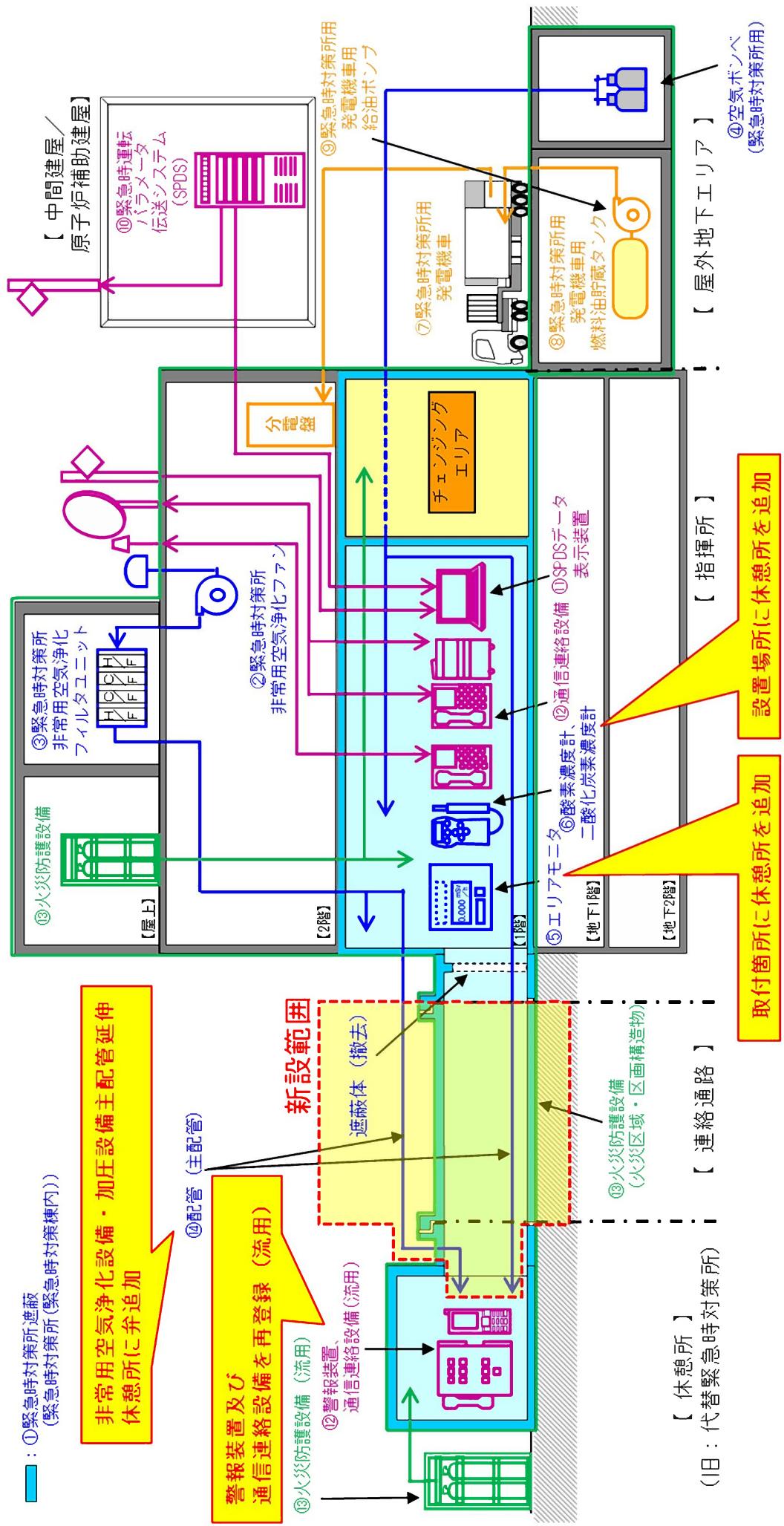
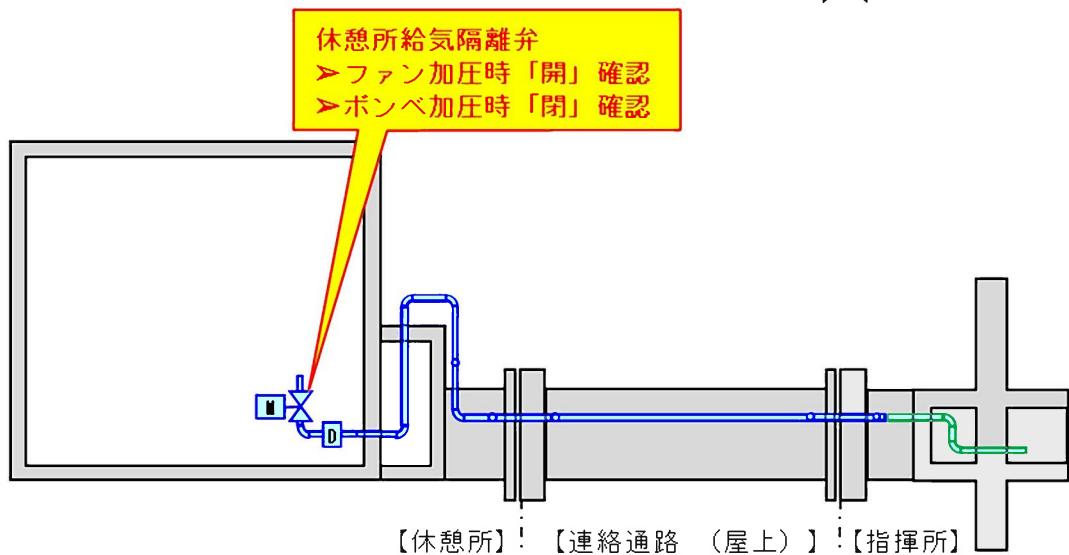


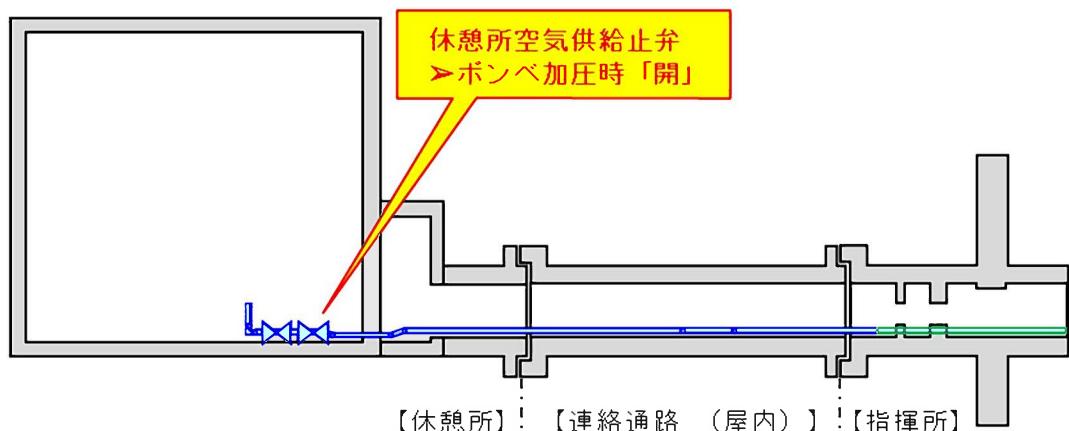
図1 緊急時対策所関連設備の配置概要図

凡例

- : 連絡通路接続工事範囲
- : 指揮所設置工事範囲
- D : 手動ダンパ
- M  : 電動弁
-  : 手動弁



平面図（非常用空気浄化設備）



平面図（加圧設備）

図2 非常用空気浄化設備・加圧設備の配管延伸及び操作手順の追加概要図

補足説明資料－6

緊急時対策所機能の移行手順について

1. 緊急時対策所機能の移行手順について

(1) 緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への緊急時対策所機能の移行

設置変更許可時に議論したとおり、緊急時対策所機能は常時欠かすことのできない機能であることから、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への緊急時対策所機能の移行にあたっては、緊急時対策所機能を維持した状態で移行する必要がある。

機能の移行にあたっては、設備面（使用前確認）及び運用面（下位文書の改正、周知、教育訓練）の確認を行ったうえで実施する。

上記を踏まえ、具体的には、本申請においては附則にて、「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。」と規定することとしている。

附則では、設備面（使用前検査）にしか言及していないが、上述のとおり設備面以外の運用面の確認も必要であることから、使用前確認終了日”以降”に適用することとしている。

以下に設備面、運用面における確認内容を示す。

【設備面の確認内容】

連絡通路部の遮蔽を増設し、遮蔽バウンダリの拡張後、緊急時対策所非常用空気浄化ライン及び緊急時対策所加圧ラインの配管延伸等を行う。工事中は空気浄化ライン及び加圧ラインの隔離弁を閉止し、緊急時対策所（指揮所）の設備の機能を維持する。その後、追設ラインを含めて使用前事業者検査を実施する。

緊急時対策棟竣工までのバウンダリ及び取り合い配管の機能維持並びに機能移行の考え方について第1表に示す。

第1表 緊急時対策棟竣工までのバウンダリ及び取り合い配管の機能維持並びに機能移行の考え方について

	接続部イメージ	バウンダリ範囲
Step I 緊急時対策棟（指揮所）竣工時	<p>代替緊急時対策所</p> <p>指揮所</p> <p>遮蔽体</p> <p>気密扉</p> <p>浄化配管*</p> <p>加圧配管*</p> <p>*浄化配管は連絡通路屋外上部、加圧配管は連絡通路内に設置 連絡通路との取り合い配管（非常用空気浄化配管及び加圧配管）は隔離弁及びフランジ等で閉止。指揮所バウンダリは遮蔽体（コンクリート壁）と気密扉により担保。</p>	<p>遮蔽体の貫通部は気密シールを行っていないため 気密性は気密扉側で担保</p>
Step II-1 連絡通路躯体立上げ	<p>指揮所</p> <p>遮蔽（増設部）</p> <p>Step II の設工認可後、指揮所と代替緊急時対策所の躯体を連絡通路にて接続する。</p>	
Step II-2 遮蔽体撤去	<p>指揮所</p> <p>休憩所</p> <p>遮蔽体撤去</p> <p>遮蔽体を撤去し、遮蔽のバウンダリを休憩所側まで広げる。 気密バウンダリは気密扉により担保。</p>	
Step II-3 緊急時対策棟竣工時	<p>指揮所</p> <p>休憩所</p> <p>休憩所側まで配管を延伸後、気密扉を開閉し、気密バウンダリを休憩所側まで広げる。同時に各系統の隔離弁も開弁し、連絡通路側への換気及び加圧を可能とする。</p>	

【運用面の確認内容】

運用面の確認内容として下位文書の改正、周知、教育訓練がある。

保安規定の認可を受けた後、保安規定に基づく下位文書（非常事態対策基準等[※]）の改正を行い、その内容について、関係者への周知、教育訓練を行う。具体的な例としては、以下のとおりである。

◎非常事態対策基準

○手順の変更を伴うもの（教育訓練を実施）

- ・「緊急時対策所非常用空気浄化設備運転」に係る手順の変更

○手順の変更を伴わないもの（通常の規定文書改正に伴う周知を実施）

- ・建屋名称変更

（緊急時対策所（指揮所）→緊急時対策所（緊急時対策棟内））

※それ以外の改正する下位文書は補足説明資料2に整理している。

あらかじめの教育に該当する手順の変更について、教育訓練を実施するとともに、教育訓練の完了は訓練センター所長が確認したことをもって完了とする。

下位文書の改正及び周知については、保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく対応をもって完了とする。

上記のように設備面、運用面での確認が全て完了したことをもって、適用日を定めて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を運用開始する予定である。（規定文書は運用開始をもって適用する。）

資機材等（防護具、飲料水等）については、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への変更に伴う移動は発生しない。